

土木工事施工管理基準及び規格値(案)(令和8年3月) 新旧対照表

改定前（令和7年3月版） 土木工事施工管理基準	改定後（令和8年3月版） 土木工事施工管理基準
この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「土木工事共通仕様書(案)〔R7.3〕、第1編1-1-26施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。	この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「土木工事共通仕様書(案)〔R8.3〕、第1編1-1-27施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。
7. その他 (1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。 (2) 情報化施工 10,000m ³ 以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第2編 土工編」に読み替えるものとし、「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。	7. その他 (1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。
(3) 3次元データによる出来形管理 I C T施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。 (4) 施工箇所が点在する工事 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。	(2) 3次元データによる出来形管理 I C T施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。 (3) 施工箇所が点在する工事 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

土木工事施工管理基準及び規格値(案)(令和8年3月) 新旧対照表

改定前(令和7年3月版) (出来形管理基準及び規格値(案))							改定後(令和8年3月版) (出来形管理基準及び規格値(案))						
1 出来形管理基準及び規格値 (案) 目 次							1 出来形管理基準及び規格値 (案) 目 次						
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1編 共通編							第1編 共通編						
第3編 土木工事共通編							第3編 土木工事共通編						
第2章 一般施工							第2章 一般施工						
	第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工		I - 103		第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工		I - 103
		3-2-7-9	1	固結工	粉体噴射攪拌工	I - 106			3-2-7-9	1	固結工	粉体噴射攪拌工	I - 106
			1	固結工	高圧噴射攪拌工	I - 106				1	固結工	高圧噴射攪拌工	I - 106
			1	固結工	スラリー攪拌工	I - 106				1	固結工	スラリー攪拌工	I - 106
			1	固結工	生石灰パイル工	I - 106				1	固結工	生石灰パイル工	I - 106
			2	固結工	スラリー攪拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 第8編 固結工 (スラリー攪拌工) ・パーチカルドレーン工編」による管理の場合	I - 107				2	固結工	スラリー攪拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 」による管理の場合	I - 107

土木工事施工管理基準及び規格値(案)(令和8年3月) 新旧対照表

改定前(令和7年3月版) (出来形管理基準及び規格値(案))														改定後(令和8年3月版) (出来形管理基準及び規格値(案))																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
単位：mm														単位：mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
																												中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
						厚さ	－45		－15											厚さ	－45		－15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
						幅	－50		—											幅	－50		—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

土木工事施工管理基準及び規格値(案)(令和8年3月) 新旧対照表

改定前(令和7年3月版) (出来形管理基準及び規格値(案))													改定後(令和8年3月版) (出来形管理基準及び規格値(案))																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
単位：mm													単位：mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場 合は測定値の 平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場 合は測定値の 平均																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下											中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														</

土木工事施工管理基準及び規格値(案)(令和8年3月) 新旧対照表

改定前(令和7年3月版) (出来形管理基準及び規格値(案))														改定後(令和8年3月版) (出来形管理基準及び規格値(案))																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
単位：mm														単位：mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場 合は測定値の 平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場 合は測定値の 平均																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
																												中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
3 土木工 事共通 編	2 一般施 工	6 一般舗 装工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	－9	－12	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	3 土木工 事共通 編	2 一般施 工	6 一般舗 装工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	－9	－12	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

土木工事施工管理基準及び規格値(案)(令和8年3月) 新旧対照表

改定前(令和7年3月版) (出来形管理基準及び規格値(案))														改定後(令和8年3月版) (出来形管理基準及び規格値(案))													
単位：mm														単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
									中規模以上	小規模以下													中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	—		コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下											—		コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下					
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。											±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12				
						厚さ	-45		-15									-45		-15							
						幅	-50		—									-50		—							
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15										±90		±90					

土木工事施工管理基準及び規格値(案)(令和8年3月) 新旧対照表

改定前(令和7年3月版)（出来形管理基準及び規格値(案))													改定後(令和8年3月版)（出来形管理基準及び規格値(案))																									
単位：mm													単位：mm																									
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要											
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ＊面管理の場合 は測定値の 平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ＊面管理の場合 は測定値の 平均															
																												中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下							
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚さ	－25	－30	－8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満たしなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚さ	－25	－30	－8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満たしなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12													
						幅	－50		－										幅	－50		－																
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	－55	－66	－8	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満たなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	－55	－66	－8	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満たなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12													
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚さ	－25	－30	－8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満たなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚さ	－25	－30	－8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満たなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満たなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12													
						幅	－50		－										幅	－50		－																

土木工事施工管理基準及び規格値(案)(令和8年3月) 新旧対照表

[illegible]

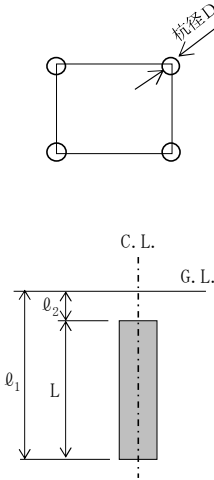
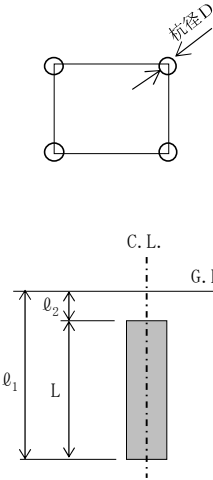
土木工事施工管理基準及び規格値(案)(令和8年3月) 新旧対照表

改定前(令和7年3月版) (出来形管理基準及び規格値(案))														改定後(令和8年3月版) (出来形管理基準及び規格値(案))													
単位：mm														単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場 合は測定値の 平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	－15		－4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	－15		－4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	－35		－											幅	－35		－				
						平坦性	－		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下											平坦性	－		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下				
						目地段差	±2													目地段差	±2						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	－32		－4.5		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	－32		－4.5		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	－		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下											平坦性	－		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下				
						目地段差	±2													目地段差	±2						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	－		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	－		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14		
						厚さ	－45		－15										厚さ	－45		－15					
						幅	－50		－										幅	－50		－					

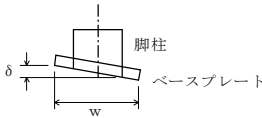
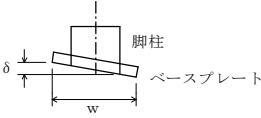
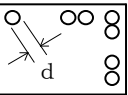
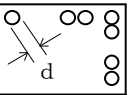
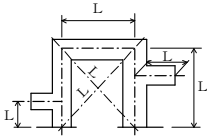
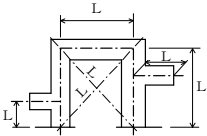
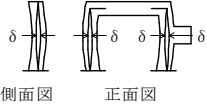
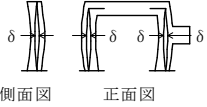
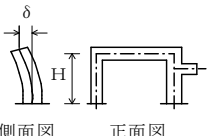
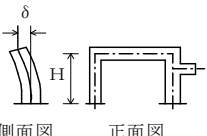
土木工事施工管理基準及び規格値(案)(令和8年3月) 新旧対照表

改定前(令和7年3月版) (出来形管理基準及び規格値(案))														改定後(令和8年3月版) (出来形管理基準及び規格値(案))													
単位：mm														単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均																		
									中規模 以上	小規模 以下											中規模 以上	小規模 以下					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	－25	－30	－8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	－25	－30	－8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14		
						幅	－50		－																		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	－25	－30	－8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	－25	－30	－8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14		
						幅	－50		－																		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	－15	－20	－5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	－15	－20	－5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14		
						幅	－50		－																		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚さ	－9	－12	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚さ	－9	－12	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14		
						幅	－25		－																		

土木工事施工管理基準及び規格値(案)(令和8年3月) 新旧対照表

改定前(令和7年3月版) (出来形管理基準及び規格値(案))										改定後(令和8年3月版) (出来形管理基準及び規格値(案))											
単位: mm										単位: mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 第8編 固結工(スラリー攪拌工)・バーチカルドレーン工編」による管理の場合	基準高▽	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合	基準高▽	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9
						位置	D／8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)									位置	D／8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)									杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)									改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		

土木工事施工管理基準及び規格値(案)(令和8年3月) 新旧対照表

改定前(令和7年3月版) (出来形管理基準及び規格値(案))											改定後(令和8年3月版) (出来形管理基準及び規格値(案))														
単位: mm											単位: mm														
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)		$w/500$	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3	10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	橋脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)		$w/500$	各橋脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3
							ベ ー ス プ レ ー ト	孔の位置	± 2	全数を測定。		10-3-3-3								孔の位置	± 2	全数を測定。		10-3-3-3	
								孔の径 d	$0\sim 5$	全数を測定。		10-3-3-3								孔の径 d	$0\sim 5$	全数を測定。		10-3-3-3	
						仮 組 立 時	柱の中心間隔、対角長 L (m)		$\pm 5\cdots L\leq 10\text{m}$ $\pm 10\cdots 10<L\leq 20\text{m}$ $\pm (10+(L-20)/10)\cdots 20\text{m}<L$	両端部及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3							仮 組 立 時	柱の中心間隔、対角長 L (m)		$\pm 5\cdots L\leq 10\text{m}$ $\pm 10\cdots 10<L\leq 20\text{m}$ $\pm (10+(L-20)/10)\cdots 20\text{m}<L$	両端部及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3
							はりのキャンパー及び柱の曲がり δ (mm)		$L/1,000$	各主構の各格点を測定。		10-3-3-3								はりのキャンパー及び柱の曲がり δ (mm)		$L/1,000$	各主構の各格点を測定。		10-3-3-3
							柱 の 鉛 直 度 δ (mm)		$10\cdots H\leq 10$ $H\cdots H>10$	H : 高さ (m)		10-3-3-3								柱 の 鉛 直 度 δ (mm)		$10\cdots H\leq 10$ $H\cdots H>10$	H : 高さ (m)		10-3-3-3
																									

土木工事施工管理基準及び規格値(案)(令和8年3月) 新旧対照表

改定前(令和7年3月版) (品質管理基準及び規格値(案))									改定後(令和8年3月版) (品質管理基準及び規格値(案))								
工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	単位水量測定	「レディーミストコンクリート単位水量測定要領（案）」（平成16年3月8日事務連絡）	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg／m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg／m ³ を超え±20kg／m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg／m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg／m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg／m ³ 以内の値を観測することをいう。 3）配合設計±20kg／m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg／m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ ／日以上の場合： 2回／日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数はいく方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg／m ³ 、40mmの場合は165kg／m ³ を基本とする。		1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	単位水量測定	「レディーミストコンクリート単位水量測定要領（案）」の送付について」（平成16年3月8日 事務連絡）	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg／m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg／m ³ を超え±20kg／m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg／m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg／m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg／m ³ 以内の値を観測することをいう。 3）配合設計±20kg／m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg／m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ ／日以上の場合： 2回／日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数はいく方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg／m ³ 、40mmの場合は165kg／m ³ を基本とする。	
10 下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		10 下層路盤	施工	必須		舗装調査・試験法便覧 [4]-288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
									10 下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」		・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		14 アスファルト舗装	舗設現場	必須		温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
									14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定(初転圧前) ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	または、「表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領（案）」	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	アスファルト舗装の表面温度を連続的に計測し、施工範囲全体の表面温度をヒートマップとして記録・管理する。	

土木工事施工管理基準及び規格値(案)(令和8年3月) 新旧対照表

改定前(令和7年3月版) (品質管理基準及び規格値(案))									改定後(令和8年3月版) (品質管理基準及び規格値(案))								
工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
17 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]~288	/	路床仕上り後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		17 路床安定処理工	施工	必須		舗装調査・試験法便覧 [4]~288		路床仕上り後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
									17 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領 (案)」		・路床仕上り後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
18 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]~288	/	路床仕上り後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		18 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須		舗装調査・試験法便覧 [4]~288		路床仕上り後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
									18 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	ブルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領 (案)」		・路床仕上り後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
27 道路土工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]~288	/	路床仕上り後、全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		27 道路土工	施工	必須		舗装調査・試験法便覧 [4]~288		路床仕上り後、全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
									27 道路土工	施工	必須	ブルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領 (案)」		・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
29 コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディードミストコンクリート単位水量測定要領(案)」(平成16年3月8日事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することという。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。		29 コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディードミストコンクリート単位水量測定要領(案)」の送付について」(平成16年3月8日 事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することという。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

土木工事施工管理基準及び規格値(案)(令和8年3月) 新旧対照表

改定前(令和7年3月版) (品質管理基準及び規格値(案))									改定後(令和8年3月版) (品質管理基準及び規格値(案))								
工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
30 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」(平成16年3月8日事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することという。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。		30 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」の送付について」(平成16年3月8日 事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することという。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上(25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○	36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上(25℃) ※ 針入度または圧裂係数のどちらかが規格値を満足すればよい	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
									36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルトコンクリート再生骨材圧裂係数	舗装再生便覧(令和6年3月)付録-02 アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数の求め方	1.70(MPa/mm)以下(25℃) ※ 針入度または圧裂係数のどちらかが規格値を満足すればよい	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
38 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100μm以下(ただし、切削による場合は50μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ粗さRZとする。		38 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	最大表面粗さ 50μm以下(切削による場合もこれに準ずる)		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ粗さRZとする。	
38 ガス切断工	施工	必須	ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。		38 ガス切断工	施工	必須	ノッチ	・目視 ・計測	ノッチがあつてはならない			
39 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	39 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○

土木工事施工管理基準及び規格値(案)(令和8年3月) 新旧対照表

改定前(令和7年3月版) (品質管理基準及び規格値(案))									改定後(令和8年3月版) (品質管理基準及び規格値(案))								
工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
39 溶接工	施工	必須	型曲げ試験 (19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ) : 開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状: JIS Z 3122 試験片の個数: 2	・溶接方法は「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	39 溶接工	施工	必須	型曲げ試験 (19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ) : 開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状: JIS Z 3122 試験片の個数: 2	・溶接方法は「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
39 溶接工	施工	必須	衝撃試験: 開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上 (それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状: JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置: 「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数: 各部位につき3	・溶接方法は「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	39 溶接工	施工	必須	衝撃試験: 開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上 (それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状: JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置: 「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.2衝撃試験片 試験片の個数: 各部位につき3	・溶接方法は「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
39 溶接工	施工	必須	マクロ試験: 開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数: 1	・溶接方法は「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	39 溶接工	施工	必須	マクロ試験: 開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数: 1	・溶接方法は「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
39 溶接工	施工	必須	非破壊試験: 開先溶接	「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数: 試験片継手全長	・溶接方法は「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験一技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	39 溶接工	施工	必須	非破壊試験: 開先溶接	「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼橋・鋼部材編鋼部材・鋼上部構造編17.8.6外部きず検査 17.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数: 試験片継手全長	・溶接方法は「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験一技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
39 溶接工	施工	必須	マクロ試験: すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状: 「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数: 1	・溶接方法は「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	39 溶接工	施工	必須	マクロ試験: すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状: 「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.3すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数: 1	・溶接方法は「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.3すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○

土木工事施工管理基準及び規格値(案)(令和8年3月) 新旧対照表

改定前(令和7年3月版) (品質管理基準及び規格値(案))									改定後(令和8年3月版) (品質管理基準及び規格値(案))								
工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
39 溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1／3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20. 8. 6及び表-解20. 8. 7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20. 8. 6及び表-解20. 8. 7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8. 3. 2継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	39 溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1／3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編 表-解17. 8. 6及び表-解17. 8. 7及び表-解20. 8. 7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解17. 8. 6及び表-解17. 8. 7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編16. 3. 2継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
39 溶接工	施工	必須	外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計測	「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20. 8. 6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	・「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20. 8. 4及び表-解20. 8. 5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20. 8. 4及び表-解20. 8. 5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8. 3. 2継手の強度等級に示されている。		39 溶接工	施工	必須	外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計測	「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17. 8. 6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	・「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編 表-解17. 8. 4及び表-解17. 8. 5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解17. 8. 4及び表-解17. 8. 5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編16. 3. 2継手の強度等級に示されている。	